

グローバル化のなかでの「社会と企業」

—新自由主義との関連で—

國 島 弘 行

1 新自由主義的経営倫理と市民生活の疲弊

今、新自由主義的グローバル化の下での企業行動によって、先進国と途上国を含めてグローバルに企業中心社会のあり方が問われている。多様な偽装事件が相次ぎ、企業不祥事や企業犯罪が恒常化し、グローバルに人間らしい市民生活が破壊され、金銭的・肉体的・精神的関係性が解体し、一般市民の貧困化が深刻化している。

このような状況の原因の一つは、新自由主義的経営倫理にある。ホワイトカラー・エグゼクションをめぐる議論の中で、当時労働政策審議会を初めとして多くの審議会の委員を務める経営者が、長時間労働、過労死、そして格差を労働者の自己管理・責任の問題とし、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべき最低限の労働基準を示し、その向上を図る義務を定めた労働基準法を不要とする発言を繰り返したことで注目された¹⁾。さらに、ある大企業の社長（当時）は、企業業績悪化に対する経営責任を問われて、「くだらない質問だ。従業員が働かないからいけない。……株主に対してはお金を預かり運営しているという責任があるが、従業員に対して責任はない。やれといって、（社長は従業員に）命令する。経営とはそういうものだ。」²⁾と答えた。新自由主義の象徴的研究者であるフリードマンは、「企業は株主の道具」であるとして、企業経営者の社会的責任を「株主の利益の最大化」以外にあってはならないと主張した³⁾。これらの新自由主義的経営倫理は、企業責任は株主のためだけにあり、労働者は労働市場で購入した単なる労働力商品＝モノにしかすぎず、労働力の利用の仕方や労働者の解雇は企業の自由であり、社会に有用性を提供し、従業員を人間として扱う企業責任はないという主張であり、行政機関には社会全体として人間らしい生活を保障する責任はなく、生活の問題は個人責任の問題であるという考え方である。つまり、市民の権利、とりわけ社会で人間が人間らしく生きる権利としての社会権を認めないということである。

1) 『週刊 東洋経済』2007年1月13日号 東洋経済新報社発行、94ページ。及び 労働政策審議会労働条件分科会「第66回議事録」2006年10月24日。

2) 『週刊 東洋経済』2001年10月13日号 東洋経済新報社発行、94ページ。

3) M. Friedman, Milton, 1962, *Capitalism and Freedom*, Univ. of Chicago Press. / 村井章子 (2008) 『資本主義と自由』日経 BP 社、252頁、249頁。

資本主義は、生産手段の私的所有の下での雇う者と雇われる者の関係と、あらゆるものを商品化する市場とを形成するなかで、封建的な身分的社会を解体し、個人としての権利をもった市民の社会的合意にもとづいて編成される近代市民社会を生み出した。そこでは、財産権、とりわけ生産手段の私的所有権の自由とともに、国家権力からの個人の自由が追求され、市民における職業選択・移動・移住の自由、思想・信教・言論の自由、法の下での平等、人身の自由などを含む自由権が、基本的人権として確立した。さらに、資本主義の発展が恐慌・失業・貧困・労働問題など多くの社会的矛盾を拡大したのに対し、労働者や農民などの一般市民は、有産階級に限られていた参政権を獲得し、20世紀には1917年ロシア革命、1919年ドイツのワイマール憲法、1930年代アメリカ「ニューディール政策」、第二次大戦後の日本国憲法などで、社会権も市民の基本的人権として確立した。それは、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」（日本国憲法第25条）という生存権、労働者の団結権・団体交渉権・争議権からなる労働基本権、勤労の権利、公的教育への就学の保障などの教育権などから構成される。社会権は、国家の義務だけでなく、企業へも市民生活の質の向上義務を与えることで、財産権や企業の好き勝手な利潤追求への社会的な規制をもたらし、貧困を個人の責任から国家や社会の責任へと転換した。人権保障は、全世界に普く広がり、1948年の「世界人権宣言」として結実し、1966年には法的拘束力を持った社会権規約と自由権規約からなる「国際人権規約」を成立させたのである。

新自由主義は、20世紀に確立した世界の人々の社会権を解体し、貧困を個人の責任とし、企業活動や財産・所有権に対する社会的規制力を弱め、むき出しの利潤追求に企業を誘導し、「強きを助け、弱きを挫く」社会が最も優れているという社会的な合意を獲得しようとするイデオロギーである。

2 現代の企業経営の構造転換

(1) 資本と労働のグローバルな流動化・液状化

19世紀末から20世紀初頭の世紀転換期において、大量生産・販売システムの普及によって資本の大規模投資と長期的回収、そして労働運動の発展や企業内技能養成などによる長期雇用によって「資本と労働の固定化・固体化」の傾向が生まれた。そこでは、巨大株式会社の普及、同業種のM&A（合併・買収）である水平的統合、そして事業活動を構成する調達・生産・販売などの諸職能を大企業の内部に統合する垂直的統合を、M&Aや自己投資によってもたらし、市場支配力をもつ独占の大企業を生み出した。アメリカでのロックフェラーやモルガンやドイツの3大銀行（ドイツ銀行、コメルツ銀行、ドレスナー銀行）を中心とする企業集団、日本での戦前の財閥、戦後の企業集団など、資本所有によって結合された「金融資本」といわれる大企業と大銀行の融合集団を形成することで、大企業は、企業の所有・支配を固定化し、大銀行からの借入れによって資金を長期的・固定的に調達した。第2次大戦後、大企業は、多様な産業で事業を多角化するコングロマリットとして、国境を越えて事業活動を行う多国籍企業として企業規模を拡大した。また、大企業は、労働者を企業内に固定化するために、社会福祉のみならず企業内福利厚生

や労働組合の承認など社会権を発展させた。

20世紀末から21世紀初頭の世紀転換期において、「資本と労働のグローバルな流動化・液状化」を無規制に進める新自由主義的グローバル化が進展している。今や、資本は、継続事業体としての個別企業、長期雇用に基づく労働、そして固定的立地としての地域から解放され、グローバルに「高速で移動する資本」へ、労働者は不安定、不確実性、危険性のもとでの雇用される「非自主的遊牧民」となっている⁴⁾。先進国での消費市場の成熟化・飽和化は、新市場・新製品を求めて商品や技術の寿命を極度に短期化し、消費者に過剰消費を押し付け、雇用を不安定化し変種変量生産・販売システムを導入した。また、先進国の多国籍企業は、社会主義圏の解体後、移行国と途上国へ工場・事務労働を移転し、グローバルに雇用を移動し、労務・生産コストを引き下げた。さらに、ICT（情報通信技術）革命は、グローバルな市民の情報共有を可能にするとともに、PCやインターネットなどの新興産業と投資先を発展させ、資金や情報をグローバルかつ瞬時に移動させる技術を企業や金融機関に提供した。このような状況の中で、アメリカの巨大企業は、「選択と集中」の経営戦略として、1980年代にコングロマリットを解体し、リストラクチャリング（事業の再構築）を行い、1990年代には垂直的統合を解体し、コアコンピタンス（中核能力）へ特化し、それ以外をアウトソーシングやオフショアリングした。その戦略の中で、先進国内での人員整理を組み込み、積極的に事業等を売却し、買収した。この段階でのM&Aは、従来の企業規模拡大を目的とするものから、企業・事業などを商品として売買するものへと変容した。株式市場は、デフレ化する経済で返済不要な企業資金の調達先だけでなく、企業支配権を流動的に売買するM&A市場となった。企業は、株式の時価発行による資金調達のためにも、企業自体を売却するためにも、株価を高くする必要が生まれる。そこにアメリカの年金基金などの機関投資家などが資産運用先として参加し、投資銀行や投資ファンドなどがマネーゲームによって投機的利益を追求する「カジノ資本主義」⁵⁾を構築したのである。今や大企業の中心的な経営指標は、かつてのシェアや投下資本利益率でなく、企業売却の際の企業価値・価格と株主資本利益率（ROE）となった。企業は、企業売却価値としての理論的な企業資産の期待将来収益の現在価値である「ディスカウント・キャッシュ・フロー」や、企業売却価格としての「企業の時価（株価）総額」で評価されている。現代の巨大企業の経営者は、商品やサービスの生産・販売によって利益を上げることだけでなく、株主のために企業を高く売るための企業価格向上を主要な目的とし、短期的株価上昇を追及することを強いられている。資本と労働のグローバルな流動化・液状化を無規制で進め、アメリカの「カジノ資本主義」を正当化するために、投機家の財産・所有権の絶対性と市民の社会権の解体とを主張する新自由主義経営倫理が世界に拡大してきている。

4) Bauman, Zygmunt, 2000, *Liquid Modernity*, Polity Press Limited. / 森田 典正 (2001) 『リキッド・モダニティー—液状化する社会』 大月書店, 194, 179頁。

5) Strange, Susan, 1986, *Casino Capitalism*, Basil Blackwell. / 小林襄治訳 (2007) 『カジノ資本主義——国際金融恐慌の政治経済学』 岩波現代文庫。

(2) ワシントン・コンセンサスと新自由主義的グローバル化

1980年代におけるアメリカのレーガンやイギリスのサッチャーのもとでの新自由主義の台頭は、政府での規制緩和・民営化・社会福祉の切り捨てと高額所得者や企業への減税によって社会権を解体し、高金利政策による外国からの資金流入と投資減税や反トラスト法の緩和とによってM&Aを促進し、金融を中核産業に育成した、企業でもアメリカを中心に工場の海外移転と国内での人員整理や労働条件の引き下げを進めた。さらに、1990年代では、アメリカのクリントン政権は、「ワシントン・コンセンサス」によって、資本と労働のグローバルな移動・液状化を無規制に促進し、新自由主義をグローバルに拡大した。ワシントン・コンセンサスは、1989年にアメリカの国際経済研究所（IIE）のウィリアムソンがアメリカの経済政策や対南米政策を整理したものであるが、アメリカ政府とウォール街の実質的に支配下にある、WTO（世界貿易機関）、IMF（国際通貨基金）、世界銀行などワシントン为本拠とする国際機関の間で成立した新自由主義的な合意である。それは、①緊縮財政（小さな政府）②民営化（公共機関の売却）③市場・資本の自由化（規制緩和）などの新自由主義的構造改革を「世界中に広く輸出し、米国主導の資本主義を押し広げようとするもの」である⁶⁾。途上国や東欧移行国に対しては世銀・IMFの融資条件（コンディショナリティ）として、債務返済のための社会権保護縮小、貿易や資本と労働のグローバルな流動化を強制した。

さらに、ワシントン・コンセンサスは、先進国に対してもグローバル・スタンダードとして、資本と金融のグローバル化に対する各国の介入・規制を制限し、金融・労働ビッグバンなどの規制緩和政策を強制した。欧州ではEU統合基準に組み込まれた。日本では、アメリカ政府からの日本政府への「年次改革要望書」（日米規制改革および競争政策イニシアティブに基づく日本国政府への米国政府要望書）などによって、バブル崩壊の処理スキームなどに組み込まれたのである。

(3) 金融ビッグバンとコーポレート・ガバナンス

コングロマリットと垂直的統合が解体されるなかで、そのような事業や企業自体に対するM&Aを年金基金などの大衆資金によってグローバルかつダイナミックに行うために、企業支配権を売買するM&A市場が1980年代に米国で、1990年代後半EU統合下の欧州で、21世紀に入り日本で確立した⁷⁾。その前提が、金融ビッグバンであった。1980年代以降のアメリカでは、商業銀行（預金・貸出）業務と投資銀行（株式・社債発行やM&A仲介など法人向け証券）業務とを明確に分離する「グラス・スティーガル法」（1933年銀行法）が順次緩和され、1999年には保険業務も含めて相互参入が可能になり、名実ともに終焉した。アメリカで生まれた金融ビッグバンは、1986年英国を始めとして世界中に拡大し、日本では1996年に橋本内閣によって導入された。そこでは、間接金融から直接金融へ、預金から投資（証券化）へグローバルに転換し、フリー（規制

6) 丹羽宇一郎「財界だって格差社会は『ノー』」『文芸春秋』2007年3月号、146頁。

7) 企業価値研究会『企業価値報告書～公正な企業社会のルール形成に向けた提案～』平成17年5月27日。

なき自由な市場)、フェア(ディスクロージャーの充実)、グローバル(会計基準のアメリカ化)を証券市場にアメリカの機関投資家やファンドから資金を集めるための旗印にした。アメリカ金融ビジネスは、投資銀行業務などによる株式や債券の引受・募集・販売、そしてM&Aの仲介・斡旋などで手数料収入を得るフィー・ビジネスに収益の軸足を移し、実際に集めた資本よりもいかに大きく資金を動かすかというレバレッジ(テコの原理)拡大を基本的なビジネス・モデルにした。近年では、投資銀行自らが証券化された多様な金融商品を30倍ものレバレッジを効かせて売買していることが明らかになっている。1980年代のアメリカでは、買収先の資産・キャッシュフローを担保とした借入金やジャンクボンド発行によって少ない手持ち資金で大規模な買収を行うLBO(レバレッジド・バイアウト)によるM&Aが急増した。

年金基金、保険会社、投資信託などのアメリカの機関投資家は、株式市場へ自ら投資するだけでなく、投資銀行などが組成した私募の多様な投資ファンドに出資し、ファンドの資金調達のための債券も購入することで投資ファンドを拡大し、株式市場での影響力を増大した。投資ファンドの一つであるバイアウト(買収)ファンドは、経営不振の企業に投資し銀行からの借金を放棄させたりして企業を再生する再生ファンドや、株価が安価な企業の株を買収しハンズオン(積極的な経営への介入)によって株価をつり上げるアクティビスト・ファンドとして活動している。いずれにせよ、安く買収した企業を切り売りして利益を上げたり、内部留保を取り崩させたり借金をさせて配当を増やし株価をつり上げ、高く売却して買収企業を食物にする。そのためハゲタカファンドとも呼ばれ、アメリカのみならず世界の企業を対象に活動している。日本でも長期信用銀行を始め多くの企業が餌食になった。

1990年代以後には、ヘッジファンドが急増し、多額の借入れとともにデリバティブ(金融派生商品)によってレバレッジを拡大し、世界中の証券・商品市場を投機のために巨額の資金を短期に流動的に動かしている。デリバティブは、価格変動リスクを回避するためのツールだったが、今やハイリスク・ハイリターン(高リスク・高リターン)の投機商品として、先物取引などわずかな担保金などによって何十倍もの取引を行い、運用益を拡大する。さらに、近年では企業債務に留まらず、サブプライムと呼ばれる信用度の低い個人の不動産・自動車・カードのローンまでが証券化・再証券化され、金融工学を利用した、投機のための金融商品となっている。しかも、ヘッジファンドは相場が下落時に空売りし、上昇時に空買いして莫大な売買差益を得る。そのために通貨・株式・商品を高騰や暴落させ、世界中で多くの経済危機を引き起した。

年間の世界貿易額は、2000年7兆9106億ドル(商品貿易額、輸出ベース6兆3792億ドル。サービス貿易額、受取ベース1兆5314億ドル)から2007年16兆0443億ドルへ(商品貿易額、輸出ベース13兆2777億ドル。サービス貿易額2兆7,666億ドル)へと大きく拡大した⁸⁾。しかし、1日の世界金融取引額は、2001年1兆7750億ドル(外為1兆2000億ドル、デリバティブ5750億ドル)から2007年5兆3000億ドル(外為3兆2100億ドル、デリバティブ2兆900億ドル)へ⁹⁾とそれ以上に

8) 財団法人国際貿易投資研究所「国際比較統計」<http://www.iti.or.jp/>

9) 日本銀行「外国為替およびデリバティブに関する中央銀行サーベイ」。

拡大した。実体経済としての年間世界貿易額は世界金融取引額の3日分に過ぎないほど、金融経済は膨張している。レバレッジによって財産権を無限に拡大する証券化ビジネスを行う欧米金融機関のビジネス・モデルは、株式市場を投機のための巨大なカジノ（賭博場）に変容させた。サブプライム問題と投資銀行崩壊はその矛盾の爆発であった。

株式市場での影響力を拡大した機関投資家やファンド・マネジャーは、社外取締役役に圧力をかけることで、92年にGMのステンペル会長を解任し、93年にはIBM会長、アメックス会長、ウェスティングハウス会長を辞任させ、その会社支配力を公然のものとした。株主価値最大化を要求する投資家のための株主独裁コーポレート・ガバナンスが強化され、大企業の執行役員・経営者は機関投資家やファンドの代理人である独立（社外・非執行）取締役によって評価・監視されている。アメリカ的「グローバル・スタンダード」としてのコーポレート・ガバナンスは、機関投資家のゲームのための「金融が実体経済を命令する」¹⁰⁾システムである。経営者は、一般労働者の500倍とも1000倍ともいわれる米経営者報酬というアメと、増加する引責辞職・短い任期というムチとによって「黄金でできた監獄生活のなかでの采配」¹¹⁾を強制されている。ファンド・マネジャーは、資産運用利益の拡大のために、アナリスト、格付け会社、投資銀行、ヘッジファンドなどを利用して株式相場を過度に乱高下させ、金融危機などのリスクを拡大する。さらに、キャッシュが買収金額を上回る企業は、ハゲタカファンドの餌食にされる。それを防止するために、経営者は、雇用削減や配当増加による株式時価総額の上昇を強要される。その結果、金融資産としての株価だけがインフレ化し、他方で人件費・生産コストは引き下げられて実体経済はデフレ化する。市民生活を犠牲にして、株主だけを繁栄させているのである。また、株価に大きな影響を与える株主資本利益率（ROE）上昇のため、分母圧縮として自社株買いや負債を増加し、分子拡大として配当を増加させ、「企業が株主に資金を調達している」¹²⁾というファイナンスの転倒までみられる。企業は、生産コストの引き下げのために仕入単価と人件費の買い叩きに気を使い、株価を上げるための自社株買いや配当に資金をつぎ込み、将来の利益のための人や設備などへの投資を怠るようになっていく。日本の大企業でも同様の事態が進んでいる。財産・所有権が暴走する、カジノ化された株式市場は、社会に必要な商品やサービスの使用価値を提供する実体経済の事業活動を歪め、長期的視点の経営を破壊しているのである。

(4) 労働ビックバンとデスマーチ・プロジェクト

カジノ資本主義のもとで、人件費・生産コスト引き下げを可能にしたのも、社会権のための規制を欠落した資本と労働のグローバルな流動化・液状化であった。国や地域が企業や資本を選ぶのではなく、企業や資本が国や地域を選ぶことを可能にしたのである。つまり、工場誘致、資金

10) Jean Peyrelevade, *LE CAPITALISME TOTAL*. / 林昌広 (2007) 『世界を壊す金融資本主義』NTT出版, 108頁。

11) 同上書, 54頁。

12) 同上書, 114頁。

誘導・逃避回避、雇用拡大などをめぐって国家・地域間が激烈に競争し、国家・地域政府が競って労働・環境・福祉基準を緩和し、法人税や高額所得者の所得税を減税した。そこでは、労働環境、自然環境、社会福祉などがグローバルに最低水準へと向かう「底辺への競争」(Race to the bottom)をもたらした。20世紀に発展した社会権や福祉国家を解体し、労働時間規制や派遣労働規制など労働者を守る法律や社会的規範を取り払う「労働ビックバン」を展開した。

アメリカ大企業は、「一生働ける職場」から「短期雇用」への社会契約(資本と労働の暗黙の合意)の転換を始めとする労働ビックバンを、1980年代にブルーカラー、1990年代にホワイトカラーに対して展開した。日本では、1995年日経連『新時代の日本的経営』¹³⁾以後、労働ビックバンが進展し、その矛盾は深刻なものになっている。そこでは、「グローバル競争に勝ち抜く」ために、管理・総合・技能の基幹職を長期雇用の正社員とする「長期蓄積能力活用型グループ」、企画・営業・研究開発等の専門部門を年間契約の契約社員とする「高度専門能力活用型グループ」、一般事務・技能・販売職をパートタイマーや派遣社員、超短期の契約社員とする「雇用柔軟型グループ」に従業員を3分類することで、総人件費の削減を主張した。つまり、正社員をできるだけ非正規の不安定就業層へ置き換え、人件費を売上(操業度)に従って変化する変動費化し、退職金や年金・健康保険の企業支出を不要にし、さらに賃金まで引き下げる、総人件費削減の方針を示したのである。この提案に従って、専門性が高い特殊な業務に限定されていた労働者派遣法が、1996年に業務を拡大し、1999年には特殊な業務以外を原則自由化し、2004年小泉内閣の下で製造業務まで解禁された。「労働力調査」によれば、雇用者内非正規雇用者比率は1990年20.0%870万人から2008年33.9%1,719万人へと大きく上昇した。さらに、世帯主が非正規従業員の二人以上の世帯数は1990年164万から2006年332万世帯へと倍増した¹⁴⁾。

日経連「新時代の『日本的経営』」1995年5月

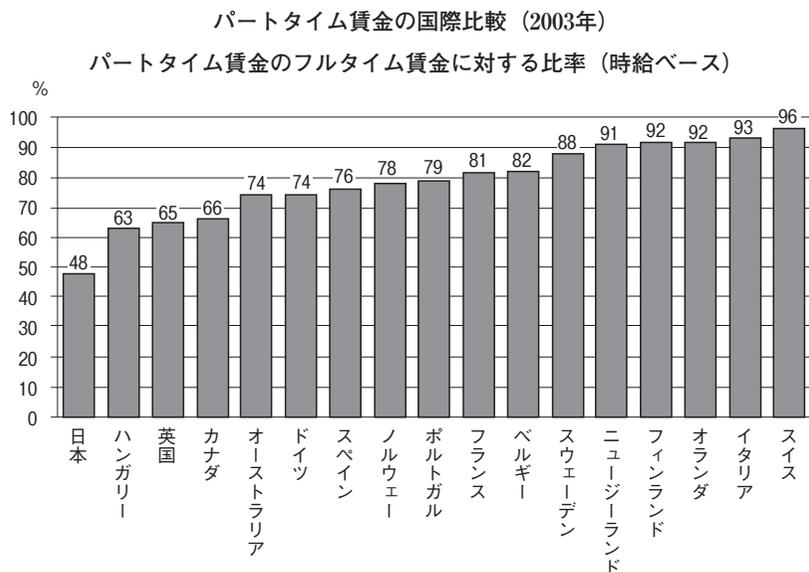
	「長期蓄積能力活用型グループ」	「高度専門能力活用型グループ」	「雇用柔軟型グループ」
雇用形態	期間の定めのない雇用契約	有期雇用契約	有期雇用契約
対象	管理職・総合職・技能部門の基幹職	専門部門(企画, 営業, 研究開発等)	一般職技能部門販売部門
賃金	月給制か年俸制職能給昇給制度	年俸制業績給昇給無し	時間給制職務給昇給無し
賞与	定率+業績スライド	成果配分	定率
退職金年金	ポイント制	なし	なし
昇進昇格	役職昇進職能資格昇進	業績評価	上位職務への転換
福祉施策	生涯総合施策	生活援護施策	生活援護施策

そこでの賃金水準は最低限の生活を保障する生活保護以下といわれ、不安定で、かつ生活できない低賃金での労働を余儀なくされるワーキングプアを生み出すことになった。パートタイム賃

13) 日本経団連『新時代の日本的経営』1995年。

14) 株式会社 日本総合研究所 調査部 ビジネス戦略研究センター 『最低賃金引き上げを起点とする成長力強化・所得底上げへの戦略～英国の経験を踏まえたワーキングプア解消への処方箋～』ビジネス環境レポート2007-10, 2008年。

金のフルタイム賃金の差は、OECDによれば日本は48%に対し、スイス96%をはじめ、多くの国が90%台、格差が大きいイギリスでも65%であり、国際的に極端な賃金格差になっている。また、中小の下請企業などに対して品質や提案能力を無視し中国並みの単価を大企業が要求することで、中小企業と大企業との賃金格差も国際的に大きいものになっている。このような格差の大きさは、日本における労働組合や政府を含む市民社会の企業への社会的規制力の異常な弱さに起因している。



(注) スウェーデンは技能・労務職とそれ以外の値の単純平均

(資料) OECD, Taxing Wages 2004/2005 : 2005 Edition

<http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/3344.html>

正社員に対する「成果主義」は、リストラ（雇用削減）や人件費削減のためのアメリカ型人事システムとして急速に広がり、職を失う圧力の下での従業員間競争をもたらし、コスト、労働時間、そして労働密度などに対する従業員への強制と監視を強めた。従業員間での格差と競争は、企業組織に従業員の自発的な協力でなく、マニュアルと監視カメラなどによる他律的な強制をもたらし、従業員間の信頼・協力関係と連帯感を解体し、社員のモラルを低下させ、企業組織の機能不全を招いている。

国際競争を口実にした労務費やコストの削減は、アメリカのソフトウェア・プロジェクトで指摘される「デスマーチ・プロジェクト」が、日米でIT産業に止まらず多様な産業で拡大し常態化している¹⁵⁾。デスマーチ・プロジェクトは、スケジュール・人員・予算・課題などでの無理な計画によって、メンバーに長時間の残業・徹夜・頻繁な休日出勤などの肉体的負担や納期・競

15) Edward Yourdon, 1997, *Death March: The Complete Software Developer's Guide to Surviving "Mission Impossible" Projects*, Prentice Hall Ptr ; New Ed. 2004. / 松原友夫, 山浦恒央訳『デスマーチ—なぜソフトウェア・プロジェクトは混乱するのか』シイエム・シイ2001年 第二版 日経BP社; 2006年。

争・解雇などの精神的プレッシャーなど過重労働を強制し、メンバーが過労で離脱し、プロジェクトの放棄（死）や製品やサービスの品質の劣化をもたらすものである。残ったメンバーには、顧客や最終消費者とのトラブルに対する良心の呵責や、燃え尽き症候群が待っている。グローバル企業は、働く者の生存権・社会権や安全で安心な消費生活のための消費者の権利を保障する社会的コストを支払う社会的責任の遂行を回避することで、コスト・総労務費を削減している。さらに、長時間労働により市民の家庭生活や地域生活を困難にしている。しかし、企業に対しても、プロジェクト放棄の違約金、企業への労働者や顧客からの訴訟や信頼解体、破滅的な価格・コスト削減競争による企業の経営状態悪化というブーメラン効果を生みだしている。現在の日本企業は、日本の下請構造や派遣などの非正社員を組み込みながら、アメリカ的デスマーチ・ビジネスモデルや新3K職場¹⁶⁾を広げている。このような企業が、さらなる価格破壊に巻き込まれると、企業犯罪に駆り立てられ、破滅し、ハゲタカファンドの餌食にされるのである。

3 ワシントン・コンセンサスの破綻と CSR

(1) ワシントン・コンセンサスの破綻と反グローバリズム運動

スティグリッツは、世界銀行副頭取辞任後、「世界を不幸にしたグローバリズムの正体」はワシントン・コンセンサスであると主張した¹⁷⁾。ワシントン・コンセンサスは、途上国や東欧移行国でも、新自由主義的構造改革によって一般市民の生活を疲弊させている。緊縮財政は、初等教育や医療の有料化、公務員の解雇や賃金抑制による人件費削減、食糧・燃料への補助金廃止、公企業の民営化による石油など国の基幹産業や水道などの公共事業の多国籍企業への売却、消費税の導入などをもたらした。貿易の自由化では、関税障壁撤廃や輸出振興による経済成長が強制され、世界銀行などの融資によって増産させられたコーヒーやカカオなどの商品作物は大暴落し、自給からアメリカの多国籍企業などからの輸入に転換させられた食料品は高騰し、途上国での貧困・飢餓そして対外債務が拡大した。為替規制撤廃などによる投資自由化で流れ込む資金の多くはヘッジファンドなどの投機資本で、1994年メキシコ・ペソ暴落を始めとする南米通貨危機、97年タイ・バーツ暴落に始まるアジア通貨危機、1998年ロシア金融危機などを、通貨や株の空売りや資本逃避などによって引き起した。2008年のアメリカ金融危機のなか、投機資本が商品市場にだれ込み、食料品や石油を高騰させた。国際連合食糧農業機関（FAO）によれば、世界の飢餓人口は、この価格高騰のため1年間で7500万人増加し、2007年時点で世界人口66億人の内9億2300人と推定される。さらに、5歳未満の子供たちが実に5秒に1人の割合で飢餓によって亡くなっている。世界の人々の生存権が侵されているのである¹⁸⁾。

16) 土木などの肉体労働をきつい・汚い・危険な3K職場と呼んだが、きつい・厳しい（給料が安い）・帰れない（きりが無い）という新3K職場がIT業界から始まり、多様な職場に広がっている。

17) E. Stiglitz, Joseph, 2002, *Globalization and Its Discontents*, Allen Lane. / 鈴木主税（2002）『世界を不幸にしたグローバリズムの正体』徳間書店。

18) E. Millet, Damien & Toussaint, Eric, 2005, *Who owes Who? 50 questions about World Debt*, Zed Books. / 大倉順子（2005）『世界の貧困をなくすための50の質問—途上国債務と私たち』つげ書房。この本は、IMF,

1999年米国シアトルで、WTOの会議に抗議して、大規模な「反グローバリズム」集会が行われ、NGO（非政府組織）やNPO（非営利組織）、労働組合、農民組織などが世界的なネットワークを形成し、大きな影響力を持ってきていることを示した。NGOやNPOは、1960年代後半以後欧米先進諸国での労働者の経営参加・公民権（人種差別撤廃）・消費者・環境・地域運動などライフスタイルの自己決定権を要求する「新しい社会運動」のなかで発展してきた。労働・消費・地域・自然環境などの「生活の質」に対する知る権利、参加・決定する権利、安全・安心の権利など21世紀型「新しい人権」は基本的人権として市民社会に広がりつつある。市民自ら作る新しい公共性は、NGOやNPOだけでなく、企業経営や行政にも市民参加など新しい可能性を与えてきている。

(2) ポスト・ワシントン・コンセンサスとCSR

反グローバリズム運動の高まりの中で、1990年代中旬以後世界銀行やIMFは「ポスト・ワシントン・コンセンサス」への転換を強調し、社会と環境のセーフガード、オーナーシップ（「法治国家」の尊重）、市民参加、グッド・ガバナンス（よき統治：国や企業などの機関の透明性）を導入し、PRSP（貧困削減戦略ペーパー）作成が借り入れの必須条件になり、NGOがかかわる世銀プロジェクトの割合も急増した。WTOも、人権・労働権・環境問題を組み込んでいる。しかし、依然として民営化・市場自由化・輸出型経済成長などが条件付けられ、グローバル企業やファンドの利益追求の結果としての貧困削減を主張し、新自由主義的構造改革の代替的な政策になっていない。市民参加でも、多くの問題を抱えている。例えば世界銀行では、NGOがかかわる世銀プロジェクトの割合は1988年5%から1997年47%へと増加したが、その結果巨大NGOのスタッフの基準は世銀の基準に近づき、多くの若者にとってNGOは国際機関に入るためのステップとなった¹⁹⁾。他方で、多くの市民やNGOの参加は形式的なものに留まり、不満や批判が広がっている。さらに、1990年代を通じて世銀やIMFが強制したグッド・ガバナンスという理念は、透明性、説明責任、効率性、公正さ、市民参加、法の支配等を形式的には意味するが、新自由主義的構造改革の失敗の原因を開発途上国などでの権威主義政治システムやクローニー（縁故）資本主義の腐敗に求め、社会権保護などの社会全体の公共性に奉仕する行政の役割を縮小する「小さな政府をうたう政策思想を広めるための方便」として使われている²⁰⁾。先進国でも、透明性などのグッド・ガバナンスが追求されている。が、日本の行政では、公共事業での談合廃止と競争入札導入によって、ゼネコンの非常識なダンピングによる下請単価や賃金の引き下げ、行

世界銀行などからの途上国の借入れが、民衆の利益でなく、貧困を生み出している。借款が権力者の着服、軍事費、多国籍企業のために使われ、元金の完済にもかかわらず債務は減らず、新自由主義政策が強制され、貧困を拡大する状況を明らかにしている。

19) ギヨ, N./三浦礼恒「世界銀行、半世紀の曲折」『ル・モンド・ディプロマティーク』2000年9月号。
<http://www.diplo.jp/index.html>

20) カセン, B./北浦春香「『統治』あるいは『市民社会』の幻影」『ル・モンド・ディプロマティーク』2001年6月号。

政のNPOへの安上がりな下請化などが引き起されている。誰のための何のための透明性なのかが問題なのである。

企業活動の分野でも、間接金融を中核とした財閥などのクローニーなコーポレート・ガバナンスが解体させられ、透明性の高い株主（投資家）中心のガバナンスが構築されてきている。しかし、株主独裁ガバナンスは、企業に短期的利潤追求を強要し、世界中で企業犯罪や不祥事そして社会権解体をもたらし、社会的な批判を受けている。そこで、企業が市民社会の一員として活動すべきことを強調するCSR（Corporate Social Responsibility）が普及してきている。CSRは、アメリカでは法令遵守や企業倫理を中心に、欧州ではさらに社会問題の解決に企業が参画し、消費者、従業員、地域社会、投資家の各ステークホルダーが企業行動を評価するものとして議論されている。企業が市民社会の一員であることを自覚して社会全体に対する責任や倫理を自主的に果たすべきだという考え方は有益であり、新自由主義経営倫理がグローバルに社会で通用しなくなりつつあることを示している。しかし、CSRを財産権や証券市場を中心に考えるか、社会で人間が人間らしく生きる権利としての社会権を中心に考えるかで、その内容は大きく異なってくる。谷本寛治氏は、「もしCSRを果たしている企業を市場が評価しないならば、企業にとってそれはコストでしかなく、CSRは余裕のある企業しか果たすことができないテーマになってしまう²²⁾と述べ、CSRを企業が支払うべき社会的コストでなく、株価を乱高下させる手段として理解している。さらには、小泉内閣での「痛みを伴う構造改革」はその「ビジョンの中に、持続可能な発展やCSRの発想が位置づけられているならば、意義のあるものとなろう²³⁾と指摘し、CSRを新自由主義構造改革の補完物として評価しているように見える。今必要なのは、企業が働く者の生存権・社会権や安全で安心な消費・地域生活の権利を保障する為に社会的コストを支払うグローバルな社会ルールである。個々の企業がばらばらにCSRを追及するだけでは直ちに社会全体の問題を根本的に解決するとは限らず、対症療法に留まる。グローバル・国家・ローカルな行政機関は、社会全体に奉仕する行政責任として市民の社会権・参加権などを世界中のすべての人間に対して保障するグローバルな社会ルールの下で企業に活動させる責任がある。さらに、事業活動は多くの企業などによってすでに担われ、もはや一企業の独占物ではない。事業活動全体の計画や調整に対して、労働者・消費者・地域住民などの多様な市民組織が多様な行政機関や企業とともに事前の意思決定に参加する戦略的アセスメントが、必要になっている。株式会社は、株主の有限責任と引き換えに市民社会から資金を調達しているものであり、市民社会の一機関として社会的に位置付けられ、機能しなければならない。

我々は、人間のためのグローバルな市民社会に埋め込まれた企業経営のあり方を展望するために、人間のためのグローバル化との関係で「社会と企業」と「資本と労働のグローバルな流動

21) 経済産業省『企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会中間報告書』2004年。http://www.meti.go.jp/policy/economic_industrial/press/0005570/0/040910csr.pdf

22) 谷本寛治（2006）『CSR』NTT出版、102頁。

23) 同上書、257頁。

化・流状化」を議論する段階にきている。企業，行政機関，市民組織（労働組合，NPO，NGO など）の分業・協業・相互作用という共生関係を，社会権を小さくする新自由主義的構造改革のためではなく，世界のすべての人が社会のなかで人間らしく生きるための社会権の保障と発展のためにグローバルに機能させなければならない。